

通称「ビル管法」第4条に基づく業務について

葬祭場の管理に当たっては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号。通称「ビル管法」）」第4条に定める「建築物環境衛生管理基準」に従って維持管理を行う必要があります。

この建築物衛生管理基準には、①空気環境の調整、②給水及び排水の管理、③清掃、④ねずみ、昆虫等の防除ごとに定められています。

現在は、①から④の業務は阿倍野複合施設の共同管理業務として行っていますが、参考として、④ねずみ、昆虫等の防除の標準仕様を示します。

なお、③清掃の標準仕様は、資料3-2のとおりです。

【 駆除作業標準仕様 】

2か月以内ごとに1回定期に統一的に駆除を行う。

(1) 事務室他

ア) 室内の壁面（幅木・ひび割れ）、机の下、コード類の隙間などを重点に乳剤等（薬剤成分の残効性がある薬品）で散布処理を行う。

イ) 書籍、机の中にひそむ害虫に対してはピレスロイド系殺虫剤（非残効性で速効性のある薬品）を用いて、くん蒸処理を実施する。

(2) 給湯室等

室内の備品（キャビネット、ガスコンロ、冷蔵庫、流し台）の周囲、隙間及び壁面等に乳剤等（薬剤成分の残効性がある薬品）で散布処理を行い、ピレスロイド系殺虫剤（非残効性で速効性がある薬品）を用いて、くん蒸処理を実施する。

(3) 廊下他

壁面（幅木・ひび割れ）などに乳剤等（薬剤成分の残効性がある薬品）で散布処理を実施する。

(4) その他

ねずみについては、生息している形跡がある場合に捕獲器等を設置し、駆除を行う。